

日田市犯罪被害者等見舞金支給規則制定について（趣旨）

1. 目的・理由

犯罪被害者等の経済的負担の軽減のために、犯罪被害者等見舞金の支給について、必要な事項を定めること。

2. 内容

（支給要件）

犯罪行為発生時に大分県内に住所を有する者かつ犯罪被害者等見舞金申請時に日田市に住所を有する者

○遺族見舞金：300,000円（死亡の場合、遺族に対して）

○重傷病見舞金：100,000円（治療に要する期間が1月以上と医師により診断された者）

※被害者又は第1順位遺族が集团的に、又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織に属している、または属していたことがあるときや社会通念上見舞金を支給することが適切でない場合は支給の対象となりません。

3. 施行の時期

平成30年4月1日から施行すること。

4. 意見公募を実施しなかった旨及びその理由

日田市行政手続条例第37条第4項第3号に該当するため、同条例に定める意見公募手続を実施しませんでした。

該当理由

予算の定めるところにより金銭の給付決定を行うために必要となる当該金銭の額の算定の基礎となるべき金額及び率並びに算定方法その他の事項を定めようとするため。